

『突然、高額な請求が!?!』

ワンクリック請求の正しい対処法

【相談事例1】 動画サイトで再生をクリックすると45万円の契約が成立したと表示された。「誤作動で契約となった方はメールで問い合わせるように」との案内があった。名前、住所、電話番号などの個人情報を送ったが大丈夫だろうか。



【相談事例2】 未成年の孫が私のスマホからアダルトサイトへアクセスし、約45万円の登録画面が表示されていた。「間違えて登録した人は電話をするように」と書かれている。孫は個人情報など何も入力していないと言っているが、どうしたらいいだろうか。



ワンクリック請求とは

登録完了画面などを表示させ、契約が成立したと思わせてサイト利用料などの名目でお金を支払わせる手口のことです。

【アドバイス】

◎ 画面に「登録完了」と出ても落ち着いて、表示された連絡先に、メールや電話をしないようにしましょう。



◎ スマホやパソコンの画面をとじ、請求画面や閲覧履歴を削除しましょう。

(詳しい対処方法については、IPA(独)情報処理推進機構をご案内します。)

「わからないことや困ったことがあれば、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう!」



困った時は消費生活センターへ、まずは電話でご相談ください。

消費者ホットライン ☎188(いやや) ※通話料は全て有料です。
(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999

消費生活 出前講座

専任講師がお住いの地域や学校へ、無料で出前講座を実施しています!
消費者教育・啓発のため、トラブル防止にぜひご活用ください!



対象: 15名以上の北九州市内在住者、学校・団体・グループ
講座内容: 「最近の消費者トラブル事例と対処法」「悪質商法の対策」など
詳しくは消費生活センター事務室までお問い合わせください。

詳しくはこちら

北九州市立消費生活センター事務室 ☎871-0428

